

# 平成19年度事業評価書

(平成20年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成19年8月  
金融庁

# 目 次

## I 事業評価の実施に当たって

- 1 事業評価の目的等 . . . . . 3
- 2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容） . . . . . 3
- 3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . . . 4

## II 各事業の評価結果

- 1 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 . . . 6
- 2 貸金業統計システムの機能拡張 . . . . . 10
- 3 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築 . . . . . 14

## I 事業評価の実施に当たって

## 1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、平成 15 年度以降、毎年度、事業評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、20 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、事業評価（事前評価）を実施することとしました。

## 2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

### （1）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

### （2）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

### （3）評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、効率性、有効性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

#### ① 必要性の観点

- （ア）公益性の有無
- （イ）国で行う必要性の有無
- （ウ）民営化・外部委託の可否
- （エ）緊要性の有無
- （オ）他の類似施策の有無

#### ② 効率性の観点

- （ア）手段の適正性
- （イ）効果とコストの関係に関する分析
- （ウ）適正な受益者負担

③ 有効性の観点

(ア) これまで達成された効果、今後見込まれる効果

(イ) 効果の発現が見込まれる時期

④ その他（公平性、優先性）の観点

(ア) 行政目的に照らして効果や負担が公平に分配されるか

(イ) 他の事業よりも優先的に実施すべきか

⑤ 事後的な検証時期等

(ア) システム（機能追加）開発完了予定時期

(イ) 事後的な検証を行う時期

(ウ) 達成効果の測定指標・評価の基準

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(5) 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

**3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

平成19年8月2日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事業評価に関するご意見については、事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

## Ⅱ 各事業の評価結果

## 1. 事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

## 2. 事業の目標、目的

当庁においては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めています。また、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すこととしています。こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めてきています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、金融機関をとりまく状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取り組みます。

### ○達成目標

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援します。

## 3. 事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステム（以下、「新システム」という。）に再構築し、平成16年10月より預金取扱金融機関、18年10月より証券会社、19年4月より保険会社を対象に利用を開始しました。

20年度の事業内容としては、現状のシステムを維持しつつ、さらに、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するため、新たな制度改正等に対応したシステムの機能強化等を図ります。

・ 予算額

(単位：千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度要求
当初予算	95,865	300,235	270,671	239,429	233,402
補正予算	—	—	—	—	

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### ① 公益性の有無

オフサイト・モニタリングは金融システムの安定を図るため、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するために行っているものです。コンピュータ・システムの機能強化によって、より効果的なオフサイト・モニタリングの実施が可能となります。

#### ② 国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの機能強化は、国の責務と位置付けられる金融機関等の監督業務において重要な役割を果たすオフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

#### ③ 民営化・外部委託の可否

システム化の対象となる業務は、金融機関等の監督業務であることから、実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行っています。

#### ④ 緊要性の有無

監督部局の限られた人員により、各種状況の変化に対応しつつ、オフサイト・モニタリングを効果的に実施するためには、これを支援するコンピュータ・システムの機能強化を早急に行う必要があります。

#### ⑤ 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

### (2) 効率性

#### ① 手段の適正性

監督部局の限られた人員によりオフサイト・モニタリング等の事務を効果的に行うため、コンピュータ・システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

#### ② 効果とコストの関係に関する分析

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ効果的な実施を支援する効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件



費がコンピュータ・システムの維持及び機能強化に要するコストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

③ 適正な受益者負担

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を通じて金融システム全体の安定を図るためのものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

(3) 有効性

① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

コンピュータ・システムを活用することにより、監督部局の限られた人員の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的に実施することが可能となりました。

また、16年10月より預金取扱金融機関、18年10月より証券会社、19年4月より保険会社を対象に運用を開始した新システムでは、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能となり、全ての預金取扱金融機関、証券会社、保険会社がオンライン報告に移行しました。これにより、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られたうえ、情報管理面において安全性が向上しています。

加えて、財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所において中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

今後も金融機関をとりまく状況変化を踏まえたシステムの機能強化を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が一層高まることを見込まれます。

② 効果の発現が見込まれる時期

20年度にシステムの機能強化等を行うことから、効果の発現は21年度の見込みです。

(4) 事後的な検証時期等

① システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期

20年度（予定）

② 事後的な検証を行う時期

22年度（予定）

③ 達成効果の測定指標・評価の基準

オフサイト・モニタリングの効率化・分析の多様化の状況

**5. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

**6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・オンライン報告利用状況 等

**7. 担当部局**

監督局総務課監督調査室

## 1. 事業名

貸金業統計システムの機能拡張

## 2. 事業の目標、目的

近年、深刻さを増している多重債務問題等の解決のため、改正貸金業法が平成 18 年 12 月 20 日に公布され、公布後 1 年以内に本格施行（その後段階的に施行）されることとなっています。

今回の法改正は、多重債務問題の解決のために様々な措置が講じられており、具体的には、

- ①貸金業の適正化として、貸金業への参入条件の厳格化、貸金業協会の自主規制機能強化、行為規制の強化、業務改善命令の導入
- ②過剰貸付の抑制として、指定信用情報機関制度の創設、総量規制の導入
- ③金利体系の適正化として、上限金利の引下げ、金利概念の見直し、日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止
- ④ヤミ金融対策の強化として、ヤミ金融に対する罰則の強化
- ⑤多重債務者問題に対する政府を挙げた取り組み

など、抜本的な改正が図られました。

今後、各貸金業者は、貸金業務の適正化、過剰貸付の防止、金利体系の適正化といった法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の安心と信頼の確保のための法令等遵守態勢及び内部管理態勢等の整備を行っていく必要があります。また、今回の法改正においては、貸金業制度のあり方について施行から 2 年半以内に総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討結果に応じて所要の見直しを行うこととされています。

このため、金融庁としては、改正貸金業法施行後の貸金業の動向について従来以上に注視していく必要があります。

本事業は、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の集計業務であり、貸金業の動向を的確に把握することを目的としています。

### ○達成目標

改正貸金業法施行後の貸金業の動向を的確に把握すること。

## 3. 事業の内容

今回の法改正に伴い、業務報告書の内容の見直しを行うこととしており、これに伴うシステム改良を行うものです。

・ 予算額

(単位：千円)

	18年度	19年度	20年度要求
当初予算	—	—	21,103
補正予算	—	—	

#### 4. 評価

##### (1) 必要性

###### ① 公益性の有無

多重債務者問題の解決という今回の法改正の趣旨を踏まえ、貸金業の実態を把握することは、資金需要者等の保護にもつながるものであり、本事業の公益性は高いものです。

###### ② 国で行う必要性の有無

貸金業制度のあり方の検討は国が行うものであり、そのために必要な実態把握は国が直接行うべきものです。

###### ③ 民営化・外部委託の可否

貸金業の実態把握は②で記載したとおり、国が直接行うべきものであり、実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、本システムの改良については外部委託を行う予定です。

###### ④ 緊要性の有無

改正貸金業法の本格施行は19年12月に予定されており、見直し後の業務報告書は20年3月末現在のもので提出されることとなっていることから、20年度予算成立後速やかにシステム改良を行う必要があります。

###### ⑤ 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

##### (2) 効率性

###### ① 手段の適正性

限られた人員の中で、多くの貸金業者から提出された報告書(18年3月末現在の報告書提出業者：9,066)の精査、集計を行うため、引き続き本システムを活用することは、事務運営上、適正な手段と考えます。

② 効果とコストの関係に関する分析

本システムにより集計されたデータは、改正貸金業法施行後の貸金業の実態把握、今後の貸金業制度のあり方の検討には必須のものです。

また、本システムは今後継続的に活用されるものであり、仮に、本システムを改良せずに対応しようとする場合には、精査、集計に要する時間は膨大なものとなり、集計作業の遅延によりの確な実態把握に支障を来たすこととなります。

③ 適正な受益者負担

今回の法改正に伴う貸金業の実態把握及び今後の貸金業制度のあり方の検討のため国が直接行うべきものあり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

(3) 有効性

① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本システムにより集計されたデータは、今般の貸金業制度の見直し（法改正）においても活用されており、また、今後の貸金業の実態把握及び貸金業制度のあり方の検討のため、必要不可欠なものです。

② 効果の発現が見込まれる時期

本システム改良後、速やかに 20 年 3 月末現在の業務報告書の集計作業に取り組む必要があり、その集計結果により貸金業の実態把握を的確に行うこととなります。

(4) 事後的な検証時期等

① システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期

20 年度（予定）

② 事後的な検証を行う時期

21 年度（予定）

③ 達成効果の測定指標・評価の基準

貸金業の動向把握の効率化の状況

**5. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 業務報告書
- ・ 業務報告書様式案

## 7. 担当課室名

監督局総務課金融会社室

## 1. 事業名

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築

## 2. 事業の目標、目的

公認会計士の質とともに多様な人材を確保するため、平成 15 年に公認会計士法の改正が行われ、18 年から新制度による公認会計士試験が実施されていますが、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴い監査業務の範囲が拡大しているほか、企業・行政機関・公益法人等においても、公認会計士に対するニーズは一層高まっています。

こうした中、公認会計士法案（19 年 6 月に成立）に対する国会の附帯決議において会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、公認会計士試験の実施の更なる改善に努めることが求められております。また、我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ「中間論点整理（第 1 次）」（平成 19 年 6 月 13 日）において、会計サービスの充実のための人材の育成・裾野の拡大が指摘されております。

これらを踏まえ、公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置した公認会計士試験実施検討グループにおいて、受験者の受験の機会を増加させることを目的として短答式試験をこれまでの年 1 回から年複数回実施すること等の公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を行っております。

本事業では、短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図っていくものです。

### ○達成目標

短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図る。

## 3. 事業の内容

本コンピュータ・システムは、平成 18 年から実施された新公認会計士試験の円滑な実施に向けて 17 年度及び 18 年度に開発したものであり、18 年 1 月から随時運用を開始していますが、上記 2. のとおり、短答式試験を年複数回実施すること等に対応する機能を追加開発するものです。

20 年度に本追加機能の開発を行い、平成 22 年試験からの短答式試験の年複数回実施等に向けて運用を開始します。

・ 予算額

(単位：千円)

	18年度	19年度	20年度要求
当初予算	244,563	96,962	174,711
補正予算	—	—	

#### 4. 評価

##### (1) 必要性

###### ① 公益性の有無

コンピュータ・システムの開発により、短答式試験の年複数回化等を行った場合においても、迅速な試験結果の公表や、多角的なデータ分析による詳細な情報の提供が可能となることから、受験者等へのサービスの向上につながります。

###### ② 国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの構築は、国家試験である公認会計士試験において、厳正かつ公正な試験の実施が求められるものであり、国が直接行うべきものです。

###### ③ 民営化・外部委託の可否

実施主体を民営化することは国家試験という事業の性質上不可能ですが、システムの開発、保守管理等については外部委託を行う予定です。

###### ④ 緊要性の有無

公認会計士試験短答式試験実施の年複数回化等は、平成22年試験からの実施を検討していることから、システム全体の試行等を考慮すると、本事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。

###### ⑤ 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

##### (2) 効率性

###### ① 手段の適正性

限られた人員により公認会計士試験に係る事務を効率的に行うために試験システムの追加機能を構築することは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

###### ② 効果とコストの関係に関する分析

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士の質とともに多様な人材を確保するため、公認会計士試験の的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮



にコンピュータ・システムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと予想できるほか、情報処理の遅延に加えて、厳正かつ公正な実施の支障になると考えられます。

③ 適正な受益者負担

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士試験の厳正かつ公正な実施を通じて適正なディスクロージャーを確保するためのインフラストラクチャーである公認会計士制度の充実・強化につながるものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当でないと考えます。

(3) 有効性

① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

平成 22 年試験より、短答式試験が現行の年 1 回から年複数回に増加すれば、これまで以上に受験者数の増加が見込まれ、また、コンピュータ・システムの追加機能の開発により受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となります。

② 効果の発現が見込まれる時期

20 年度にコンピュータ・システムの追加機能の開発を行うことから、平成 22 年試験の短答式試験から、その効果が発現されることが見込まれます。

(4) 事後的な検証時期等

① システム開発（機能追加）完了予定時期

20 年度（予定）

② 事後的な検証を行う時期

23 年度（予定）

③ 達成効果の測定指標・評価の基準

短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化の状況

**5. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、公認会計士試験の受験者数を参考にしつつ、把握に努めます。

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士試験実施状況

## 7. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室